

---

---

監 査 委 員 公 表

---

---

那 監 公 表 第 4 号  
令和 4 年 9 月 15 日

那 霸 市 監 査 委 員	渡 口 勇 人
同	宮 城 哲
同	城 間 貞
同	奥 間 亮

令和 4 年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について（公表）

令和 4 年度財政援助団体等監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、那覇市長及び那覇市教育委員会教育長から通知があったので、別添のとおり公表します。

## 令和4年度財政援助団体等監査の結果に伴う措置状況について

### 所管部署 【福祉部チャージョウ課】

#### チャージョウ課に対する指摘事項等

##### 共通事項

###### ア 口頭による協議について（要望事項）

チャージョウ課と指定管理者においては、年度協定で予定されていない備品購入に関する協議が行われたようであるが、協議結果等が書面化されておらず、どのような協議がなされたか確認できない。

また、市民スポーツ課と指定管理者においては、緊急に対応する必要があったことから、基本協定の定めとは異なる修繕をするためになされた2件の協議について、協議結果等が書面化されていない。

基本協定や年度協定で予定されていないことなどについて指定管理者と協議を行う場合には、口頭のみでの協議では、両者の認識や記憶等の相違によりトラブル等が生じるおそれもあることなどから、協議結果等を書面化しておくことが望ましい。

###### □ 要望事項に関する措置

協議結果等に関しては、トラブル等が生じないように、すべて書面化して対応するようにします。

##### 個別事項

###### ア 指定管理に係る管理口座について（是正事項）

那覇市末吉老人福祉センター、那覇市壺川老人福祉センター及び那覇市辻老人憩いの家の指定管理に係る管理口座については、当該3施設及び指定管理以外の他の施設等も含めたひとつの口座で管理されていた。

各施設の収入及び経費に関する管理口座については、それぞれの指定管理者募集要項において、団体自体の口座とは別に指定管理者口座を設け管理する旨とされている。また、各施設の管理に関する基本協定書第5条第2項においては、本業務と自主事業の経理状況を明確にするために口座は別々に開設すると定めている。

今後は、指定管理に係る収支を明確にするためにも、管理施設ごとの口座で管理するよう指導されたい。

###### □ 是正事項に関する措置

次年度に向けて、団体自体の口座とは別に管理施設ごとの指定管理者口座を設け管理するよう、指定管理者の法人と調整し是正します。

###### イ 指定管理に係る備品購入費について（是正事項）

那覇市末吉老人福祉センター及び那覇市壺川老人福祉センターにおいて、備品（複合機及びパソコン）を購入している。

指定管理者制度に関する指針Ⅲ 7（2）では、指定管理料の額の設定は、

施設ごとに指定管理者が行う施設管理、業務内容等について必要とされる経費の総額から修繕費及び備品購入費を除くとされている。また同指針（４）で、施設の修繕または備品の購入については、指定管理者が行った方が業務の効率が図られると認める場合は、当該修繕又は備品購入に要する費用を指定管理料とは別に概算で支払うことができるとされており、その場合には、基本協定書第５条第２項で備品購入費等の支払いの詳細については年度協定書に定めるものとされている。

令和２年度那覇市末吉老人福祉センターの管理に関する年度協定書、令和２年度那覇市壺川老人福祉センターの管理に関する年度協定書には、備品購入費の額の定めがなく、指定管理料から備品が購入されており、所管課はその事務執行について適切に把握していなかった。

指定管理に係る備品購入については、指定管理者制度に関する運用指針及び基本協定書に基づき適切に処理を行われたい。

□ 是正事項に関する措置

修繕や備品購入にあたっては、年度協定書に定めがあるものに限定される旨を周知し、必要な修繕や備品購入は、予め次年度予算要求時にヒヤリング等を行い、年度協定書に組み込みます。

また、今回購入した複合機及びパソコン備品に関しては、那覇市の備品として登録します。

ウ 実地調査結果の通知について（是正事項）

所管課は、令和２年度指定管理に関し、那覇市指定管理者に関するモニタリング実施基本要綱第３条第３項第５号の実地調査を、那覇市辻老人憩の家は令和３年５月２４日、那覇市壺川老人福祉センターは同年５月２８日及び那覇市末吉老人福祉センターは同年６月２９日にそれぞれ実施している。

当該実地調査については、実地調査に関し必要な事項を定めた那覇市指定管理者実地調査要領第６において、調査結果を指定管理者に通知するものと定められている。

しかしながら、当該実地調査要領に基づく指定管理者への調査結果の通知は行われていない。

実地調査結果については、当該要領に基づき適切に指定管理者への通知を行われたい。

□ 是正事項に関する措置

今後は、那覇市指定管理者に関するモニタリング実施基本要領に基づき、調査結果を指定管理者に通知します。

所管部署 【生涯学習部市民スポーツ課】

市民スポーツ課に対する指摘事項等  
共通事項

ア 口頭による協議について（要望事項）

ちゃーがんじゅう課と指定管理者においては、年度協定で予定されていない備品購入に関する協議が行われたようであるが、協議結果等が書面化されておらず、どのような協議がなされたか確認できない。

また、市民スポーツ課と指定管理者においては、緊急に対応する必要があったことから、基本協定の定めとは異なる修繕をするためになされた2件の協議について、協議結果等が書面化されていない。

基本協定や年度協定で予定されていないことなどについて指定管理者と協議を行う場合には、口頭での協議では、両者の認識や記憶等の相違によりトラブル等が生じるおそれもあることなどから、協議結果等を書面化しておくことが望ましい。

#### □ 要望事項に関する措置

今回の要望事項に関しては、緊急対応が必要な修繕に関し、指定管理者と協議し修繕を行いました。協議事項の結果を書面で残しておらず、口頭のみで行っておりました。今後は、基本協定や年度協定で定められた事項以外についての、双方での協議事項につきましては、協議結果等を書面化するよう対応いたします。